

中津市地域活動支援センター事業実施要綱

令和 7 年 3 月 2 8 日中津市告示第 7 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、障害者等への創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、中津市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる法人に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）であって、中津市に居住地を有する者
- (2) その他福祉支援課長が特に必要があると認めた者

2 前項第 1 号に規定する居住地の取扱いについては、法第 1 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する支給決定の例による。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものであって、次のとおりとする。

- (1) 基礎的事業 障害者等に対し創作的活動又は生活活動の機会を提供等地域との交流の促進など障害者の状況に応じた支援を行う事業

- (2) 機能強化事業

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための普及啓発等の事業（相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていること。）

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適用訓練、入浴等のサービスを実施する事業

ウ 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業

(申請及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者（前条第2号アに規定する事業を利用しようとする者を除く）（以下「申請者」という。）は、地域活動支援センター事業利用申請書を福祉支援課長に提出するものとする。

2 申請書の提出は、第2条の規定により事業の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた者（以下「実施事業所」という。）を経由して行うことができる。

3 福祉支援課長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書により申請者（第2条の規定により事業の全部又は一部を委託した場合にあっては、実施事業所及び申請者）に通知するものとする。

(届出)

第6条 前条第3項の規定により事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、事業の利用の必要がなくなったときは、地域生活支援センター事業利用廃止届により、速やかに福祉支援課長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(利用の廃止)

第7条 福祉支援課長は、前条の規定による届出があったとき、又は福祉支援課長が事業の利用を不相当と認めたときは、速やかに廃止を決定し、地域活動支援センター事業利用廃止通知書により利用者（第2条の規定により事業の全部又は一部を委託した場合にあっては、実施事業所及び利用者）に通知するものとする。

(職員の配置等)

第8条 事業の実施にあたって、次のとおり職員を配置するものとする。

(1) 基礎的事業

職員配置は2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等

を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りではない。

（２）機能強化事業

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち２名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち１名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち１名以上を常勤とする。

（設備及び運営に関する基準）

第９条 事業所の設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号）及び地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年大分県条例第６５号）を満たすこととする。

（費用の負担）

第１０条 事業の利用は、無料とする。

（遵守事項）

第１１条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

（１）利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結するとともに、利用者台帳を作成すること。

（２）従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

（３）従業者、財務諸表、利用者への記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存すること。

（３）事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 中津市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 1 8 年中津市告示第 3 4 9 号）
及びに中津市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱（平成 1 8 年中津市告示
第 3 5 0 号）は、この告示の施行の日前に廃止する。
- 3 この告示の施行の日前に実施された地域活動支援センターに係る事業については、
なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 6 月 2 7 日付中福支歴第 5 号）

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。